

京都市内における 指定障害福祉サービス事業所の 指定取消し案件について

(令和8年度 障害福祉サービス事業者等集団指導)

京都市監査指導課では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に基づき、京都市が行う自立支援給付に係る障害福祉サービス等の内容並びに給付費の請求に関する監査を実施しております。

令和6年度以降に発生した指定取消処分案件の確認を通して、今後の適正な事業運営及び報酬請求の徹底を図っていただくようお願いします。

指導・監査について

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する事業（以下「障害福祉サービス事業等」という。）の実施に当たり、障害者総合支援法及び関連法令の規定に基づき、障害福祉サービス事業等を行う事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）に対し、指導監査を行う。

参考：京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

指導

- 障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図る観点から、障害福祉サービス事業者等の育成・支援に主眼を置いて実施する。

監査

- 法令・指定基準等への違反、給付費の不正請求又は不適切なサービスの提供が疑われる場合に、障害者総合支援法で定められた権限（改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止、指定の取消）を適切に行使し、障害福祉制度への信頼を維持し、利用者を保護することに主眼を置いて、機動的に行うこととする。特に、障害福祉サービス事業者等の不正受給や利用者に対する身体拘束等の虐待に係る事案については、制度の根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であることから、厳正に対処する。

指導・監査後

- (1) 文書指摘

運営指導においては、法令基準違反の事実があり、改善を要すると認められた事項については、文書指摘として書面で通知し、原則として1箇月以内に改善報告書の提出を求める。

- (2) 自主点検及び自主返還指示

運営指導において、障害福祉サービス等の内容、給付費の算定又はその請求に関し不当な事実を確認したときは、当該指摘事項に関し、指導を行った月の前5年間について、自主点検のうえ、その結果を報告させるものとし、給付費を返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。

- (3) 勧告

監査の結果、法令基準違反の事実が確認され、当該違反の規模、期間、内容、改善の可能性等を勘案し、上記(1)の文書指摘より強力に指導を行う必要があると認めるときは、事前に厚生労働省に情報提供のうえ、当該事業者等に対し、期限を定めて当該基準を遵守するよう勧告し、当該勧告に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

- (4) 業務改善命令

上記(3)の勧告を受けた障害福祉サービス事業者等が、正当な理由なく当該勧告に係る改善措置を採らなかった場合であって、必要があると認める場合には、事前に厚生労働省に情報提供のうえ、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう業務改善命令を行い、当該命令に係る改善措置の履行状況について報告を求める。

- (5) 指定の取消又は効力停止

監査の結果、指定の取消又は効力停止処分事由に該当する事実がある場合であって、必要があると認める場合には、事前に厚生労働省に情報提供のうえ、指定を取り消し又は期間を定めてその効力を停止する。

- (6) 加算金

監査の結果、給付費の返還が生じる場合であって、障害福祉サービス事業者等が偽りその他不正の行為により給付費の支払いを受けていたことが確認されたときは、過去5年間について返還金を確定し、当該返還額に加え、100分の40を乗じて得た額を支払うよう、当該障害福祉サービス事業者等に指示するとともに、当該給付に係る市町村に対し、支払いを求めるよう通知する。

- (7) 公表

上記(3)の勧告を行った場合であって、期限までに改善措置が履行されなかった場合は、法令基準違反の程度を勘案し、また上記(4)の業務改善命令又は上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行った場合は原則として、その旨を公表する。

- (8) 聴聞等

上記(4)の業務改善命令及び上記(5)の指定の取消又は効力停止の処分を行おうとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による聴聞又は弁明の機会付与の手続きを行う。ただし、同条第2項の規定により、これらの手続きをとることを要しない場合を除く。

- (9) 刑事告訴

悪質と認める不正請求や虚偽報告、検査忌避等については、刑事告訴を検討する。

（参考：京都市障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針）

主な指定の取消し等の事由（１）

【参考：障害者総合支援法第50条】

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1. 指定事業者（※）が、下記の①～⑦の項目のいずれかに該当する場合。

※指定事業者が法人である場合はその役員等（当該法人の役員又はサービスを行う事業所の管理者）のうちに、法人でない場合はその管理者のうちに下記の①～⑦の項目のいずれかに該当する者がいる場合。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ② 障害者総合支援法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（政令で定めるもの）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ③ 労働に関する法律（政令で定めるもの）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ④ 障害者総合支援法の規定により障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- ⑤ 障害者総合支援法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による聴聞通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ⑥ 監査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に、事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）
- ⑦ 指定の申請前5年以内にサービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

主な指定の取消し等の事由（2）

2. 指定事業者が、法律に規定する障がい者の人格尊重義務及び職務遂行義務に違反したと認められるとき。
3. 指定事業者が、事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
4. 指定事業者が、事業の設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
5. 給付費等の請求に関し不正があったとき。
6. 指定事業者が、監査実施時に報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
7. 指定事業者又は当該事業所の従業者が、監査実施時に出頭を求められてこれに応じず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は監査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
8. 指定事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
9. 指定事業者が、障害者総合支援法若しくは国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（政令で定めるもの）又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
10. 指定事業者が、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
11. 指定事業者が法人である場合はその役員等のうちに、法人でない場合はその管理者のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に、サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

指定の取消しを行った場合の措置

① 指定の取消し後5年間は指定を禁止

(障害者総合支援法第36条第3項第6号)

② 指定を取消した旨の公示

(障害者総合支援法第51条、第51条の30)

③ 経済上の措置・・・不正請求による返還金が生じた場合、加算金(返還額の100分の40を乗じた額)を付加

(障害者総合支援法第8条)

※指定の取消しに係る業務管理体制の整備に関する検査により、法人役員等が不正等の処分理由となる行為に関与したと認められた役員等については欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定が受けられなくなります。

行政処分等事例（指定取消 1）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型
- ・ 指定 ----- 令和 3 年（上京区）
- ・ 処分内容 ----- 指定取消（令和 7 年 1 月 1 日効力発生）
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約5,700万円）

監査で確認した事実

■ 不正請求（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 6 号）

- ・ 事業所が営業していないにもかかわらず、従業者が出勤し、利用者にサービス提供を行ったものとして虚偽の記録を作成し、給付費を本市等に請求し、受領した。
- ・ 施設外就労について、施設外就労先が廃業した後の期間において、当該施設外就労先で利用者が就労したのものとして記録を作成し、給付費を本市に請求し、受領した。
- ・ 施設外就労先では、事業所は施設外就労先の企業から請け負った作業を独立して行い、利用者に対する必要な指導等は、事業所の支援員が行う必要があるが、支援員が利用者に必要な指導を行っていないだけでなく、作業内容も把握していない状況で、施設外就労を行ったとして給付費を本市等に請求し、受領した。

■ 虚偽報告（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 7 号）

- ・ 監査において、海外在住の人物を従業者として勤務していたとする虚偽の勤務実績書類等を本市に提出した。

■ 運営基準違反（障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 5 号）

- ・ 管理者が、自身が出勤している日以外の従業者の出勤状況、施設外就労の実施状況、利用者へのサービス提供の内容について把握しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う責任を果たしていなかった。

行政処分等事例（指定取消 2）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型
- ・ 指定 ----- 平成 2 5 年（伏見区）
- ・ 処分内容 ----- 指定取消（令和 7 年 5 月 1 日効力発生）
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約1,620万円）

監査で確認した事実

■ 不正請求（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

- ・ サービス管理責任者を未配置のままサービス提供を行っていたにもかかわらず、サービス管理責任者未配置の場合に必要な減算及び個別支援計画（就労継続支援 B 型計画）未作成に伴う減算を行わず、給付費を不正に請求し、受領した。また、本市へ必要な届出を行う際には、サービス管理責任者を配置しているとする虚偽の書類を提出し、サービス管理責任者が未配置であることを隠蔽していた。

■ 虚偽報告（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 7 号）

- ・ 監査において、退職したサービス管理責任者が勤務したとする虚偽の出勤簿を提出した。

■ 運営基準違反（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 5 号）

- ・ サービス管理責任者が作成する必要がある利用者ごとの個別支援計画（就労継続支援 B 型計画）について、サービス管理責任者ではない別の者が作成していた。また、個別支援計画には、退職したサービス管理責任者を作成者と記載していた。

行政処分等事例（指定取消 3）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型
- ・ 指定 ----- 令和 2 年（左京区）
- ・ 処分内容 ----- 指定取消（令和 7 年 3 月 2 4 日効力発生）
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約820万円）

監査で確認した事実

■ 不正請求（法第 5 0 条第 1 項第 6 号）

- ・ 入院した利用者 A について、入院中であることを把握し、通所していないことを記録していたにもかかわらず、施設外就労においてサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。利用者 B について、通所していないにも関わらず、事業所に通所したものとして虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

■ 虚偽報告（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 7 号）

- ・ 監査において提出した、施設外就労に係る日報や施設外就労の実績を記載した書類に、既に退職した職員が施設外就労に従事していることが記載されていた。

■ 運営基準違反（障害者総合支援法第 5 0 条第 1 項第 5 号）

- ・ 管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

行政処分等事例（指定取消 4）

対象事業所、行政処分の実施

- サービス----- 就労継続支援 B 型
- 指定 ----- 令和5年（伏見区）
- 処分内容 ----- 指定取消（令和 7 年 7 月 3 0 日効力発生）
- 経済上の措置 ----- 給付費返還（約6,770万円）

監査で確認した事実

■不正の手段による指定（法第50条第1項第9号）

- 当該事業者は、当該事業所の指定申請に当たり、申請手続を外部事業者任せきりにし、管理者兼サービス管理責任者とも面識がないにもかかわらず、自身の責任において書類の真正性や当人の勤務意思の確認等を自ら行わず、実際にはサービス管理責任者として常勤で勤務する見込みがないにもかかわらず、同人を管理者兼サービス管理責任者とする申請書類を提出し、当該事業所の指定を受けた。なお、事業開始後も同人が常勤のサービス管理責任者として勤務していないことを認識しながら、何ら是正措置を講じず放置していた。

■人員基準違反（法第50条第1項第4号）

- 事業所指定時（令和5年8月）から、令和7年5月まで、管理者及びサービス管理責任者を配置しないまま事業所を運営した。

■不正請求（法第50条第1項第6号）

- 事業所指定の要件（管理者及びサービス管理責任者の配置）を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を請求し、受領した。

行政処分等事例（指定取消 5）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 居宅介護、同行援護、重度訪問介護及び行動援護
- ・ 指定 ----- 平成29年（左京区）
- ・ 処分内容 ----- 指定取消（令和8年2月1日効力発生）
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約1,430万円）

監査で確認した事実

■不正請求（法第50条第1項第6号）

- ・ 当該事業者は、利用者Aについて、令和2年12月から令和6年11月までの期間において、利用者が居宅介護サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。利用者Bについて、令和6年10月から令和7年3月までの期間において、利用者が同行援護サービスを利用していない曜日や時間帯に、利用したとする虚偽の記録を作成し、給付費を不正に請求し、受領した。

■検査忌避（法第50条第1項第8号）

- ・ 法に基づく検査において、管理者に対し計6回にわたり聴取を行うも、その都度検査とは関係のないことを持ち出し質問に回答せず、またそれ以降は同管理者の出頭を求めるも定められた期日までに出頭に応じなかった。

■運営基準違反（法第50条第1項第5号）

- ・ 管理者が、給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制を確保しておらず、管理者の責務である、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。

■法令違反（法第50条第1項第10号）

- ・ 当該事業所が指定を受けている重度訪問介護及び行動援護について、当該事業と一体的に運営している居宅介護及び同行援護において、上記1から3のとおり、法に違反する事実が認められた。

行政処分等事例（指定取消 6）

対象事業所、行政処分の実施

- ・ サービス----- 就労継続支援 B 型
- ・ 指定 ----- 令和 6 年（南区）
- ・ 処分内容 ----- 指定取消（令和 8 年 3 月 2 6 日効力発生）
- ・ 経済上の措置 ----- 給付費返還（約6,590万円）

監査で確認した事実

■不正の手段による指定（法第50条第1項第9号）

- ・ 事業所指定を受けるための申請手続の際、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていない人物 A を管理者兼サービス管理責任者として配置すると、当該人物 A に係る内容虚偽の実務経験証明書を申請書類に添付して提出し、事業所の指定を受けた。

■人員基準違反（法第50条第1項第4号）

- ・ サービス管理責任者について、上記に記載する人物Aに替えて令和6年8月10日から配置すると変更の届出があった人物Bについても、サービス管理責任者として必要な実務経験期間を満たしていないにもかかわらず、内容虚偽の実務経験証明書を添付し変更届出書類の提出を行った。これにより、事業所指定時（令和6年6月）から、人物Bがサービス管理責任者として配置されていた令和7年2月9日までの間、サービス管理責任者として必要な実務経験を満たさない人物をサービス管理責任者として配置し、事業所を運営した。

■不正請求（法第50条第1項第6号）

- ・ 事業所指定の要件（サービス管理責任者の配置）を満たしていないにもかかわらず、訓練等給付費を請求し、受領した。

行政処分等事例（指定取消 7）

対象事業所、行政処分の実施

- サービス----- 居宅介護、重度訪問介護、移動支援事業
- 指定 ----- 平成29年（山科区）
- 処分内容 ----- 指定取消（令和8年5月25日効力発生）
- 経済上の措置 ----- 給付費返還（約123万円）

監査で確認した事実

■不正請求（法第50条第1項第6号）

- 運営法人の代表者は事業所の利用者でもあるが、自身のサービス利用について、令和3年7月から令和7年10月までの期間において、サービスを利用していない時間帯があったにもかかわらず、利用したものとして虚偽の記録を作成するよう従業者に指示し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

■運営基準違反（法第50条第1項第5号）

- 利用者のサービス利用に際しては、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならないところ、事業所において作成していない利用者があった。

■法令違反（法第50条第1項第10号）

- 重度訪問介護事業について、当該事業と一体的に運営している居宅介護事業において、上記の不正請求及び運営基準違反とおり、法に違反する事実が認められた。また、重度訪問介護事業において、上記の不正請求のとおり、法に違反する事実が認められた。

※移動支援事業の指定取消し

- 「障害福祉サービス事業所が指定を取り消されたこと」が本市移動支援事業実施要綱に定める指定の取消事由に該当するため、移動支援事業の指定を取り消す。

行政処分等事例（指定取消 8）

対象事業所、行政処分の実施

- サービス----- 居宅介護、重度訪問介護
- 指定 ----- 令和3年（南区）
- 処分内容 ----- 指定取消（令和8年4月25日効力発生）
- 経済上の措置 ----- 給付費返還（約1,018万円）

監査で確認した事実

■不正請求（法第50条第1項第6号）

- 利用者Aについて、令和5年4月から令和6年8月までの期間、短期入所の利用期間中に、居宅介護のサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。
- 利用者Bについて、令和5年7月から令和6年12月までの期間、土曜日及び日曜日や夜間の時間帯に、サービスを提供していないにもかかわらず、居宅介護のサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し、受領した。
- 利用者Cについて、令和7年1月から令和8年1月までの期間において、2人介助が認められていない時間帯にもかかわらず、2人目の介助員として重度訪問介護のサービスを提供したとする虚偽の記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。また、虚偽の記録の作成にあたっては、サービスを提供していない職員名を無断で使用していた。

■運営基準違反（法第50条第1項第5号）

- 管理者が、介護給付費について請求根拠の確認や正確な請求を行うためのチェック体制の確保をしておらず、事業所の従業者及び業務の管理その他の一元的な管理、事業所の従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行っていなかった。また、記録の保存年限について、遵守できていなかった。

注意喚起

京都市では、不正請求等に対して、厳正に対処します。

本市では、様々な調査手法を有しており、この様な不正は必ずバレます。

適切な事業所運営に向けて、以下の点を徹底してください。

- 障害福祉サービスを提供した際は、提供したサービス内容について、適切に利用者に確認を行い、サービスの実績に基づく請求を徹底すること。
- 本市への届出書など各種重要書類の提出の際は、組織的に決裁を行い、事業所において十分に確認したうえで提出等を行うこと。
- サービス提供時間や内容等を正確に記録し、請求などの事務処理にあたっては、**ダブルチェック等を行う**こと。
- **利用実績の確認を利用者から受けることを徹底する**こと。